

令和元年度 見前地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和元年7月16日(火)

| No | 懇談事項   | 説明   | 担当部課名                  |
|----|--|--|------------------------|
| 1  | <p>市の町内会・自治会に対する支援策等の総合的な評価について</p> <p>市では、町内会・自治会が持続的に活動を展開し、市民協働によるまちづくりを進めるため、平成27年度に32年度までの6カ年を計画期間とする「盛岡市町内会・自治会協働推進計画」を策定し、次の事業・制度を実施してきたところであるが、個別事項の状況説明はあるが、全体的な状況が今一つである。</p> <p>実施から4年目に入り、市と自治会がその具体的な取組・実施状況を相互に総合的に評価し、今後における町内会・自治会への支援のあり方や市との協働による施策に反映させていく必要がある。(4月19日に開催した平成31年度市政推進懇談会の市民部の重点施策の説明でも地域からの意見を伺う機会を持ちたいとしている。)</p> <p>&lt;主な取組項目と課題&gt;</p> <p>(1) 協働推進奨励金制度について</p> <p>補助金事務について、一部負担軽減がなされたが、基本額(地区担当員の報酬の総額)の位置付けが不明確である。基本額の総額を確保し、市民協働推進のための安定財源となるよう運用いただきたい。(見直しにより、基本額を減額することとならないように。)</p> | <p>平成28年度に町内会・自治会の負担軽減を目的として、協働推進奨励金制度を創設いたしましたが、各種補助金を一本化するのみではなく、町内会の規模に応じた一定の支援を図るために、新たに均等割や世帯割を基本額として設定したものです。</p> <p>基本額の水準としては、地区担当員制度が廃止となったことにより収入が減額となる町内会・自治会に対し、経過</p> | <p>市民部<br/>市民協働推進課</p> |

令和元年度 見前地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和元年7月16日(火)

| No     | 懇談事項   | 説明  | 担当部課名 |    |   |     |     |     |     |         |           |             |        |            |           |            |           |             |                            |                |                              |             |          |      |                                |  |
|--------|--|---|-------|----|---|-----|-----|-----|-----|---------|-----------|-------------|--------|------------|-----------|------------|-----------|-------------|----------------------------|----------------|------------------------------|-------------|----------|------|--------------------------------|--|
|        | <div data-bbox="302 651 893 845" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     基本額 = 「均等割 + 世帯割」 または<br/>                     「旧地区担当員報酬相当額」<br/>                     (どちらか高いほうが基本額となる。)                 </div> | <p>措置として、旧地区担当員報酬相当額を保証しているものであります。</p> <p>今年度から「盛岡市町内会・自治会協働推進計画」の見直しに取り組むこととしており、併せて奨励金制度も見直しを図ることとしておりますが、御提言の内容を踏まえ、町内会・自治会活動に支障をきたさないよう配慮しながら、より分かりやすい制度となるように取り組んでまいりたいと存じます。</p> <table border="1" data-bbox="1048 630 1778 1337"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">基本額</td> <td>均等割</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>世帯割</td> <td>50円×世帯数</td> </tr> <tr> <td>調整額(経過措置)</td> <td>旧地区担当員報酬相当額</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その他積算額</td> <td>広報配布謝礼金相当額</td> <td>300円×配布部数</td> </tr> <tr> <td>ごみ集積所管理相当額</td> <td>900円×集積所数</td> </tr> <tr> <td>子ども会育成会費相当額</td> <td>1子ども会あたり<br/>8,000円又は6,000円</td> </tr> <tr> <td>自治公民館活動費補助金相当額</td> <td>40,100円～83,300円<br/>世帯数の区分による</td> </tr> <tr> <td>公園管理等謝礼金相当額</td> <td>管理面積等による</td> </tr> <tr> <td>辺地加算</td> <td>1万円<br/>(辺地総合整備計画で定められた区域を含む場合)</td> </tr> </tbody> </table> |       | 項目 | 額 | 基本額 | 均等割 | 1万円 | 世帯割 | 50円×世帯数 | 調整額(経過措置) | 旧地区担当員報酬相当額 | その他積算額 | 広報配布謝礼金相当額 | 300円×配布部数 | ごみ集積所管理相当額 | 900円×集積所数 | 子ども会育成会費相当額 | 1子ども会あたり<br>8,000円又は6,000円 | 自治公民館活動費補助金相当額 | 40,100円～83,300円<br>世帯数の区分による | 公園管理等謝礼金相当額 | 管理面積等による | 辺地加算 | 1万円<br>(辺地総合整備計画で定められた区域を含む場合) |  |
|        | 項目   | 額   |       |    |   |     |     |     |     |         |           |             |        |            |           |            |           |             |                            |                |                              |             |          |      |                                |  |
| 基本額    | 均等割  | 1万円   |       |    |   |     |     |     |     |         |           |             |        |            |           |            |           |             |                            |                |                              |             |          |      |                                |  |
|        | 世帯割  | 50円×世帯数   |       |    |   |     |     |     |     |         |           |             |        |            |           |            |           |             |                            |                |                              |             |          |      |                                |  |
|        | 調整額(経過措置)  | 旧地区担当員報酬相当額   |       |    |   |     |     |     |     |         |           |             |        |            |           |            |           |             |                            |                |                              |             |          |      |                                |  |
| その他積算額 | 広報配布謝礼金相当額   | 300円×配布部数   |       |    |   |     |     |     |     |         |           |             |        |            |           |            |           |             |                            |                |                              |             |          |      |                                |  |
|        | ごみ集積所管理相当額   | 900円×集積所数   |       |    |   |     |     |     |     |         |           |             |        |            |           |            |           |             |                            |                |                              |             |          |      |                                |  |
|        | 子ども会育成会費相当額  | 1子ども会あたり<br>8,000円又は6,000円  |       |    |   |     |     |     |     |         |           |             |        |            |           |            |           |             |                            |                |                              |             |          |      |                                |  |
|        | 自治公民館活動費補助金相当額   | 40,100円～83,300円<br>世帯数の区分による  |       |    |   |     |     |     |     |         |           |             |        |            |           |            |           |             |                            |                |                              |             |          |      |                                |  |
|        | 公園管理等謝礼金相当額  | 管理面積等による  |       |    |   |     |     |     |     |         |           |             |        |            |           |            |           |             |                            |                |                              |             |          |      |                                |  |
|        | 辺地加算   | 1万円<br>(辺地総合整備計画で定められた区域を含む場合)  |       |    |   |     |     |     |     |         |           |             |        |            |           |            |           |             |                            |                |                              |             |          |      |                                |  |

令和元年度 見前地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和元年7月16日(火)

| No | 懇談事項   | 説明   | 担当部課名   |
|----|--|--|---|
|    | <p>(2) 地域担当職員の配置について</p> <p>市から地域への地域担当職員の実績については口頭説明に留まっている。連絡提供・橋渡し機能に留まらず、地域の課題を共有し、その課題解決のために役立つ、頼りになる存在として、機能強化できるように運用できないものか。</p> <p>(3) 市民協働推進センターの設置と市民協働推進員の配置について</p> <p>センター、推進員とも、設置・配置の実態が地域には見えてきていない。地域担当職員との関係・分担も分かりにくい。</p> | <p>市職員は、業務として町内会・自治会の事務などに従事することは、難しいものでありますが、そのような中で、地域担当職員は、地域住民にとって顔の見える身近な窓口としての機能に併せ、業務を越えた地域課題への関わりを通じた人材の育成を目指し、設置しているところです。今年度は、149人を配置し、コミュニティ推進地区組織等の会議やワークショップなどへ参加するなど、地域との関わりを増やすよう進めております。</p> <p>町内会・自治会の負担軽減に様々な支援や協働の施策を組み合わせながら、持続可能な地域活動を目指し、地域の皆様と共に進めさせていただきます。</p> <p>市民協働推進センターは、主に町内会等の団体運営や事業企画の相談、活動の支援団体の情報提供、助成金の紹介など地域活動を支援するため、中央・上田・西部・河南・都南・渋民の6公民館に設置しております。</p> <p>市民協働推進員は、市民協働推進センターの業務を担うため、各公民館の職員を併任で充てており、6公民館に62人配置しております。</p> <p>一方、地域担当職員は、地域での会議等への参加や、地域から市への取次などを行うこととしており、身近な相談窓口としての機能を担っております。</p> <p>市民協働推進センターは、現在、利用者の実績が少ない状況ですが、地域から必要とされる施設となるよう、今後</p> | <p>市民部<br/>市民協働推進課</p> <p>市民部<br/>市民協働推進課</p> |

令和元年度 見前地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和元年7月16日(火)

| No | 懇談事項   | 説明  | 担当部課名   |
|----|--|---|---|
|    | <p>(4) 市職員の意識改革について<br/>市職員の地域の自治会活動に対する意識、参加状況とも極めて低い状況にあるのではないか。地域の一員としての自覚、責任を期待するものである。</p> <p>(5) 協働計画の推進体制について<br/>計画の進行管理のため、市関係課による市民協働推進連絡会議、有識者による市民協働推進アドバイザーを設置しているとのことであるが、その活動実態が見えてこない。地域の声を反映するため、例えば、コミュニティ地区ごとに〇〇地区市民協働推進会議を設置し、協働のあり方、施策支援等を検討したらいいのではないか。地域担当職員の担当業務に加えたらいいのではないか。</p> | <p>のあり方について、次期「盛岡市町内会・自治会協働推進計画」の見直しに併せて検討してまいります。</p> <p>職員も地域の一住民であることに鑑み、OBを含め、地域活動の自発的な参加を働き掛けており、現在、地域の役員として約2割の職員が活動しているところです。</p> <p>また、現在、149人を任命している地域担当職員は、その目的の一つに、地域活動への参加に対する意識向上も掲げており、職員を対象とした地域活動に関する調査においては、少しずつ地域活動への意識が向上しておりますことから、今後も引き続き、全職員、退職者の地域活動への意識を高めるよう努めてまいります。</p> <p>市民協働推進アドバイザーは、主に計画の総括や新たな計画の策定などに携わっていただいております。市民協働推進連絡協議会では、庁内各課の調整を役割としており、町内会等との協働を進める地域担当職員の見直しなどを行ってきたものです。</p> <p>令和3年度から新たな計画期間となる「盛岡市町内会・自治会協働推進計画」の見直しにあたっては、コミュニティ推進地区ごとに、地域福祉推進会などの協力を得ながら、聴き取りなどの調査を行うこととしておりますので、御協力をお願いいたします。</p> | <p>市民部<br/>市民協働推進課</p> <p>市民部<br/>市民協働推進課</p> |

令和元年度 見前地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和元年7月16日(火)

| No | 懇談事項  | 説明  | 担当部課名                  |
|----|---|---|------------------------|
| 2  | <p>横断歩道標識の赤色灯について</p> <p>児童の通学時の横断歩道での安全を確保するため横断歩道標識に赤色灯が点灯するようにできないか。通学路で信号機のないところを優先的にお願いしたい。</p> <p>児童は、横断歩道は安全な通り道と考えている。しかし、横断歩道の脇に立っていても一時停止する車は少ない。運転手が歩行者を無視しているよりも、運転手からは横断歩道に立っている人が意外と視界に入らない。特に、身長が低い児童はちょっとした物陰に隠れ、発見しづらい。同じく高齢者にとっても横断歩道は安全とは言えない状況である。冬に道路の雪を除雪し、横断歩道付近に排雪された時は特に視界不良になる。また、運転手から見て、横断歩道に立っている人が横断しようとしているのかどうかははっきりと分からない時がある。</p> <p>このような状況下で、横断歩道を通行する人の安全を確保するために、押しボタン式の赤色灯を横断歩道標識に付け、運転手に注意を喚起することが有効であると考えます。</p> | <p>横断歩道標識の設置など交通規制に関することは、岩手県公安委員会の所管事項となっております。御要望がありました、横断歩道標識への押しボタン式の赤色灯の設置につきまして、見前地区所轄の盛岡東警察署に伺ったところ、「都道府県公安委員会が設置する横断歩道などの交通規制標識は、標識標示令により仕様が定められており、赤色回転灯は規制標識と見なすことができないことから、対応は困難であります。</p> <p>警察といたしましては、今後も横断歩道における指導・取締を継続するとともに、通学路においては、さらに取締を強化して交通事故防止活動に努めてまいります。」との回答でございました。</p> <p>また、市が公道に押しボタン式の赤色灯を設置する場合においても、警察の道路使用許可を得る必要があります警察からは、赤色灯が急に点灯することにより、運転者が気を取られ歩行者や標識自体を見逃してしまうことや、急ブレーキを発生させてしまうなど、交通事故を誘発するリスクがあることから、設置は厳しいのではないかと指導されているところであります。</p> <p>本市といたしましては、「運転者に横断歩道があることを注意喚起させるため」の看板の設置や「運転者に歩行者がいることを認識させる手段として」広く認知されている黄色の横断旗の配備など、横断歩道における歩行者の安全確保のための有効な方法を検討するとともに、教育委員会・</p> | <p>市民部<br/>くらしの安全課</p> |

令和元年度 見前地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和元年7月16日(火)

| No | 懇談事項   | 説明  | 担当部課名                |
|----|--|---|----------------------|
| 3  | <p>盛岡市新規採用職員の消防団への定着について</p> <p>盛岡市の新規採用職員は1年間消防団に体験入団しているが、体験期間終了後に消防団活動を継続している例は少ないと聞いています。消防団員の確保は自治会にとっても重大かつ喫緊の課題であることから、体験入団者の意識調査等のデータを参考にしながら、新規採用職員の消防団への定着をテーマに懇談したいと思います。</p> | <p>学校、道路管理者、警察など関係機関と連携して行っている通学路点検調査などを通じて、児童が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図る取組を推進してまいりたいと存じます。</p> <p>新採用職員等消防団体験入団については、これまで203名が体験入団し、そのうち27名が継続して消防団活動を行っております。</p> <p>体験入団としての活動につきましては、消防団員が行う各行事に参加しております。</p> <p>体験入団した職員からは、「熱心に活動している団員の方が出て、地域防災のありがたみを知った」「地元への理解が深まった」などの意見がある一方で、「仕事と消防団活動の両立が難しい」などの意見もあります。</p> <p>本市としては、これまでも消防団活動に参加しやすいように各所属においても配慮し、消防団活動の支援を行っておりますが、今後とも消防団活動に参加しやすいようにバックアップ体制に取り組んでまいりたいと存じます。</p> | <p>総務部<br/>消防対策室</p> |

令和元年度 見前地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和元年7月16日(火)

| No | 懇談事項                                | 説明  | 担当部課名                  |
|----|-------------------------------------|---|------------------------|
| 4  | 自治会員の高齢化に伴う自治会のあり方，運営，組織をいかにすべきなのか。 | <p>町内会・自治会においては，役員の高齢化などによる硬直化や担い手不足，加入促進の必要性など，全市的な課題があるものと捉えており，地域の実情に合わせた取組が必要と認識しております。</p> <p>令和3年度から新たな計画期間となる「盛岡市町内会・自治会協働推進計画」の見直しにあたっては，規模や地域性を活かした町内会・自治会のあり方や，持続可能な組織運営などについて，各地区の意見を伺いながら，一緒に考えてまいりたいと存じますので，御協力いただきますようお願いいたします。</p> | <p>市民部<br/>市民協働推進課</p> |